令和3年度 バイオプラスチックビジネス等推進事業補助金 公 募 要 領

1 バイオプラスチックビジネス等推進事業補助金について

(1) 事業の目的

大阪府は、2050年「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実現に向けて、2030年の SDGs 達成に貢献するとともに、2025年大阪・関西万博での発信をめざす府内中小企業のバイオプラスチック製品等の研究開発を支援するため、予算の定めるところにより、バイオプラスチックビジネス等推進事業補助金(以下「本事業補助金」という。)を交付します。

(2) 公募する事業の内容

今回公募する事業(以下「補助事業」という。)は、府内に事業所等を有する中小企業が行う バイオプラスチック(※1)製品及び海洋プラスチックごみのアップサイクル製品(※2)の研 究開発です。

※1:バイオプラスチック

微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマスを原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称。

※2:海洋プラスチックごみのアップサイクル

回収された海洋プラスチックごみ(漂着ごみ・漂流ごみ・海底ごみ)について、単純に資源として再利用(リサイクル)するのではなく、もとの製品より価値の高いものにすること。

《海洋プラスチックごみのアップサイクル製品例》

OM社

海洋プラスチックごみから生み出されるリサイクルポリエチレン **100**%で出来たポリエステルバッグの販売。

OT 社

漂着した海洋プラスチックごみを粉砕し、独自の技術で加工・成型したトレイなどの 工芸品を販売。

2 補助事業の実施主体(応募できる方)

補助事業の実施主体(応募できる方)は、府内に事業所(※3)を有し、製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者(※4)です。なお、企業のみで行う場合(企業単独型)のほか、公設試験研究機関(※5)や大学などの研究機関と共同又は委託により行う場合(共同研究型)も対象とします。

※3:事業所

本店、補助事業を主として担う支店、補助事業を主として担う工場等の製造拠点のことをいいます。

※4:中小企業者

中小企業基本法(参考資料)第2条第1項第1号に規定する企業とします。ただし、以下 の各号のいずれかに該当する企業は除きます。

- (1)発行済み株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する企業
- (2)発行済み株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有する企業
- (3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める企業
- ※5:地方自治体が設立した試験研究機関。中小企業の技術に関する相談窓口として支援を行っている府内の公設試験研究機関に、「地方独立行政法人大阪産業技術研究所」がある。
 - ○地方独立行政法人大阪産業技術研究所(略称:ORIST)

大阪の多種多様な製造業を支援するため大阪府と大阪市が共同設置した、西日本で最大規模の公設試験研究機関。研究開発から実用化、製品化まで企業の開発ステージに応じた支援を一気通貫で行っており、共同研究・受託研究、試験分析などに幅広く対応。

《本部・和泉センター》

生分解性プラスチック技術に対応できる研究員を配置。

住所:和泉市あゆみ野2丁目7番1号 電話(総合受付・技術相談):0725-51-2525 《森之宮センター》

試作品の評価・分析、生分解性試験などに対応できる研究員を多数配置。

住所: 大阪市城東区森之宮1丁目6番50号 電話(技術相談): 06-6963-8181

3 応募資格・要件

補助事業の実施主体のうち、次に掲げるものは応募する、又は審査を受けることができません。

- (1) 社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次のものは応募することができません。
 - ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの
 - イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していないもの
 - ウ 宗教活動や政治活動を目的にしているもの
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの
- (2) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ウ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

4 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、本事業補助金の交付決定以降に、発注、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象(以下「補助対象経費」という。)です。

経費区分	細目	補助対象経費の内容
研究開発費	開発事業費	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具器具の購入・ 製造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経 費、外注加工費
	調査費	試験分析費(※6)、特許調査費(※7)、試作品提供 費、展示会出展経費(業務の一部又は全部を委託する 経費も含む)
共同研究開発費	共同研究開発費(※8)	公設試験研究機関や大学等と共同·委託により行う研 究開発及び試験分析に係る費用
事務費	活動費	企業、研究機関、外部有識者等への謝金・旅費
	事務費	資料購入費、印刷製本費、運搬費、翻訳料、会議費
	その他	上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費

※6:試験分析を公設試験研究機関等へ依頼する場合は「共同研究開発費」に計上する。

※7:特許調査費は、出願費用(いわゆる「出願前調査」「審査請求前調査」)、中間手続費用(拒絶理由通知への対応費用)、設定登録費用とする。

※8:「共同研究開発費」は補助対象経費全体の2分の1以内とする。

【留意点】

○補助事業の基本的な考え方

- ・補助事業となるバイオプラスチック製品等の研究開発やそれに伴う試験分析・評価(既存製品の改良を含む)は、事業化に向けて実施するものでなければなりません。
- ・すでに製品化に至っている事業や、機械装置などの購入費用の占める割合が高い等、設備投資が主たる事業とみなされる場合は補助対象となりません。ただし、既に製品化されているものであっても、原料を生分解性でない石油由来プラスチックからバイオプラスチックへ変更したり、バイオプラスチックの配合比率を変更するなど、研究改良要素がある場合は、補助対象となります。

○他の補助金等との関係

・同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。また、上記補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募の際、事業計画書にその旨を記載してください。

○外部委託の制限

・補助事業は、応募事業者が主体となって実施する必要があります。補助事業の全てを外部に 委託した場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

○補助の対象外となる経費

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、汎用性のあるパソコンや補助事業に直接用いない量産用機械の購入費用、販売促進費用、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。

また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。

○消費税等の扱い

補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

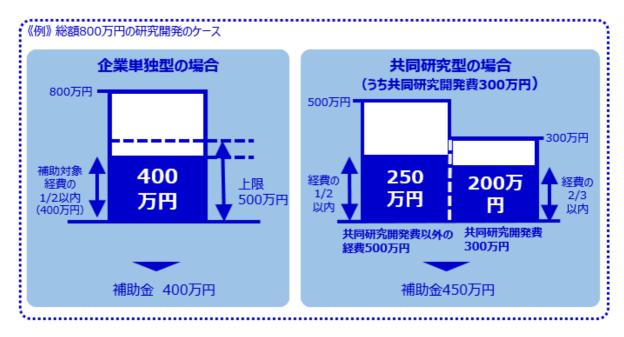
5 本事業補助金の金額(補助率)・補助事業実施期間

本事業補助金の金額(補助率)・補助事業実施期間については、次のとおりとします。

(1) 金額(補助率)

- 〇研究開発等補助金(企業単独型)
- ・補助対象経費の2分の1に相当する額以内、500万円を上限とする。
- 〇研究開発等補助金(共同研究型)
- ・補助対象経費のうち共同研究開発費については3分の2以内、共同研究開発費以外の経費については2分の1以内とし、合わせて500万円を上限とする。ただし、共同研究開発費は補助対象経費全体の2分の1以下とする。

(例)



(2)補助事業実施期間

○交付決定日から令和4年3月31日(木曜日)まで

【留意点】

- ○大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査 等の結果、申請された補助金交付希望額を減額して交付決定する場合があります。
- ○当補助金の交付は、原則として<u>補助事業完了後の精算払となります。</u>事業実施期間中は、全額 自己負担で経費支出を行い、補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類 等を添付した事業報告書を提出し、大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。 なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回る場合があります。

6 応募方法

次の提出書類を、令和3年5月14日(金曜日)必着で、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課あてに郵送してください。※必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後6時まで)

〔提出書類〕

- ① 交付申請書(バイオプラスチックビジネス等推進事業補助金交付要綱 [以下「交付要綱」 という。(様式第1号)
- ② 事業計画書(当公募要領別紙)

<添付書類>

- ③ 登記簿謄本又は現在事項全部証明書(3か月以内のもの)
- ④ 直近2年間分の決算関係書類(財務諸表、個人事業主の場合は所得税確定申告書)
- ⑤ 府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の 証明書
- ⑥ 税務署発行の納税証明書(その3の3)未納の税額がないことの証明書
- ⑦ 事業や法人の紹介パンフレット等
- ⑧ 要件確認申立書(交付要綱様式第1-2号)
- ⑨ 暴力団等審査情報(交付要綱様式第1-3号)
- ※ 各種様式は全て押印不要です。
- ※ 提出部数は各1部。ただし、③、⑤、⑥については原本が必要。それ以外の書類はコピーで可。

提出書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。

※ 提出書類⑨の記載内容については、大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4 条第2項第3号の規定に基づき、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、 大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。

[提出先]

大阪府商工労働部成長産業振興室 産業創造課 産業化戦略グループ 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)25階 TEL 06-6210-9483 FAX 06-6210-9296

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後6時まで)

※ 公募要領及び応募申請書等の様式については、下記のホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/baio-koubo/index.html

〔説明会の開催〕

本事業補助金の公募に係る説明会を次のとおり会議及びオンラインで開催します。申請をご検討の方は、可能な限り参加をお願いします。

「日時〕令和3年4月16日(金曜日)14時から

[場所] 大阪府咲洲庁舎41階 大会議室・WEB配信(Microsoft Teamsによる配信) (大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16)

http://www.pref.osaka.lg.jp/koho/location/location16.html

<説明会の参加申込方法>

説明会に参加希望される方は、事前にメールでお申し込みください。

メール件名:「バイオプラスチックビジネス等推進事業補助金公募説明会参加」 メール本文: ①申込者氏名、②会社名、③所在地、④所属、⑤メールアドレス、

⑥申込者以外の参加者氏名、⑦参加場所(会場又はWEB)

「お申し込み先]

大阪府商工労働部成長産業振興室 産業創造課 産業化戦略グループ

E-mail: sangyosozo@gbox.pref.osaka.lg.jp

7 審査方法

(1)審査方法

外部委員により構成される審査会を令和3年<u>5月下旬(予定)</u>に開催し、応募企業が提出した 書類及び事業計画書に基づくプレゼンテーションにより審査を行います。審査会では、下記の点 を中心に審査を行い、6月中旬(予定)までに補助事業を採択します。

<審査項目>

- ① 研究開発しようとする製品が、本事業補助金の趣旨・目的に沿ったものであり、将来、事業化につながるものか。
- ② 研究開発計画の目的・課題等が明らかにされており、それを踏まえた適切な目標設定がされているか。
- ③ 事業化にあたり、市場ニーズや規模が十分考慮されているか。
- ④ 事業実施体制及びスケジュールについて、提案内容に実現性があるか。
- ⑤ 事業金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。

(2)審査結果

審査の結果については、令和3年6月中旬まで(予定)に書面で通知します。個別の審査結果 に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 採択事業の公表

採択された補助事業については、企業名、計画名称・概要等を大阪府ホームページにて公表します。

【留意点】

〇本事業による審査結果は、2025年大阪・関西万博での採択、実施、展示等を約束するものでは ありません。

8 補助事業採択後の留意点

- (1)補助対象経費の各経費区分間における金額の配分変更(1つの経費区分につき2割以上増減する場合)又は事業内容を変更(事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除く)をしようとする場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。
- (2) 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- (3)補助事業の進捗状況について、令和3年12月15日(火曜日)までに補助事業遂行状況報告書を提出してください。ただし、補助事業を令和3年11月30日(月曜日)までに完了した場合は提出の必要はありません。
- (4)補助事業の実施結果について、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に、補助 事業実績報告書及び経費の積算根拠資料(見積書、請求書、納品書、通帳の写し等)を提出して ください。
- (5)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後10年間保存してください。
- (6)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得価格が1件あたり50万円以上)を、本事業補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (7)事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る事業化状況について報告してください。 バイオプラスチックビジネス等推進事業補助金交付要綱第18条に基づき、一定の利益が生じた 場合は、交付を受けた補助金額の範囲内の金額を大阪府に納付していただく場合があります(交 付要綱様式第11号別紙 参照)。
- (8)補助事業終了後、大阪府が主催する講演会、セミナー等の場で成果発表等の協力を依頼する場合があります。

9 その他

- (1) 大阪府では、府内における社会課題の解決につながる新たなビジネスの創出及び成長を支援するため、以下の取組みを行っています。
- ① 2025年大阪・関西万博の開催を踏まえ、府内企業が本業でSDGsの達成に取り組む「SDGsビジネス」の創出・成長を支援しています。
 - **OSDGs Business Meet-Up**

SDGsビジネスに挑戦する府内企業と、企業、金融機関、投資家、大学など、「サポーター」 と称する支援者・協業者等とを結びつけるビジネスマッチング事業。

開催テーマに新たに「バイオプラスチック」を加え、研究開発、資金調達等取組みの進捗 に応じた支援につなげるなど、バイオプラスチック製品の事業化も支援します。

- ② 社会課題を解決するビジネスや 2025 年大阪・関西万博のテーマ (SDGs が達成される社会や Society 5.0 の実現) に関するビジネスの経営力強化、産業化支援を進めるため、大阪府と連携する民間ファンドの活用促進等により、幅広い分野のビジネスの成長を支援しています。
 - 〇おおさか社会課題解決ファンド

【投資対象】社会課題解決に資する事業

【出資者】大阪信用金庫、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

〇イノベーションファンド25

【投資対象】大阪・関西万博のテーマに関連する事業

【出資者】株式会社池田泉州銀行、池田泉州キャピタル株式会社等

- ③ SDGs 先進都市・大阪の実現に向けて、積極的な事業活動を行う府内中小企業を応援するため、府内中小企業が SDGs ビジネスを行う際に必要な資金調達を支援しています。
 - ○SDGsビジネス支援資金

【融資対象】SDGsの取組に関する事業計画を策定し、計画の実行に取り組む府内中小企業者 【融資限度額】2億円(うち無担保8,000万円)

【金利】1.4%以下(固定)

【信用保証料】大阪信用保証協会の定める料率

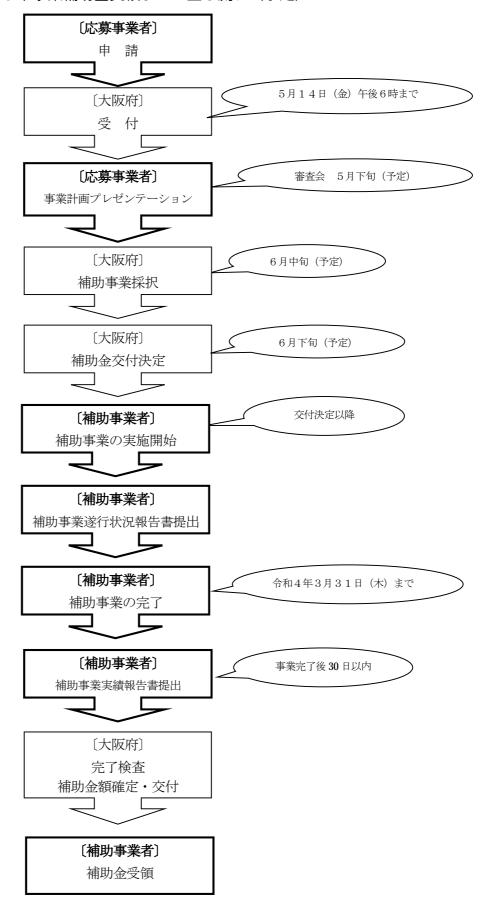
※①から③の具体的な取組内容については、以下までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

大阪府商工労働部成長産業振興室 産業創造課 産業化戦略グループ TEL 06-6210-9483 FAX 06-6210-9296

(2) 今回の募集の応募状況等によっては、追加募集を行うことがあります。

申請から本事業補助金受領までの主な流れ(予定)



(中小企業者の範囲及び用語の定義)

- 第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施 策ごとに定めるものとする。
- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会 社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除 く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社 及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会 社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、 著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。
- 4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に 活用される資源をいう。
- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。